

平成31年4月10日

適格消費者団体
特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会
理事長 池本 誠司 様

株式会社サンユウ群馬
代表取締役社長 吉田 智史
〒372-0823 群馬県伊勢崎市今井町279-10
TEL0270-75-2553/FAX 0270-75-2543

株式会社サンユウ
代表取締役社長 山口 満
〒114-0023 東京都北区滝野川7丁目18番1号
APTOビル2階
TEL03-3916-9511/FAX03-3916-9408

代理人 古野陽三郎法律事務所
弁護士 古野 浩一郎
〒107-0052 東京都港区赤坂2丁目2番21号
永田町法曹ビル202号室
TEL03-3586-1616/FAX03-3505-5155

「申入書」へのご回答

貴会より株式会社サンユウ群馬宛に頂戴いたしました2019年2月27日付「申入書」につきまして、下記の通りご回答申し上げます。なお、株式会社サンユウ群馬は株式会社サンユウの関連会社であり、株式会社サンユウにて作成している請負契約書を使用していますことから、両社の連名にて回答させていただきます。

記

- 1 本件契約条項第6条（不可抗力による損害）について
 - ① 前回の回答書にてご説明しました通り、本件契約条項第6条は、契約条項第5条（一般の損害）の例外として、工事完成後引渡前までに工事が不可抗力により滅失、毀損した場合の危険負担に関する約定となり、工事がいまだ完成していない場面にて適用される条項ではございません。
 - ② 消費者契約法第10条との関係ですが、本件解約条項第6条は、その危険を全面的に注文者に負担させることはせず、前回の回答でご説明しましたとおり、所謂折衷案を採用して、請負人が善良なる管理者の注意義務を履行したことを前提としつつ、その損害額が請負金額の10分の1を超えたものについて、その超過額部分を注文者の負担と定めているところであります。

また、損害の程度が重大であると認められる否かの判定の煩わしさを回避するため、損害額が請負

金額の 10 分の 1 を超えた場合を、損害の程度が重大な場合と見做す点についても、十分な合理性が存すると思料されます。

さらに、本契約条項第 6 条は、損害額は当事者間の協議事項に委ね、且、保険契約等で損害が補填される場合には、損害額から補填額が控除されることとなっております。

- ③ 以上の点に鑑み、当社の認識といたしましては、本件契約条項第 6 条は、消費者の利益を一方向的に害するものとは云えず、必ずしも消費者契約法第 10 条に抵触するものではないと思料しております。

しかしながら、今般の貴団体からのご指摘を踏まえ、同条の修正につきましては、今後の検討課題とさせていただきます。

2 本件条項第 11 条 (中止解約権) の (3) について

「注文主が契約を解除した際に工事代金の 30% の違約金請求を受けたとの事例」のご連絡、誠にありがとうございます。本件につきましては、株式会社サンユウ群馬及び関係各社にて条項の再確認を行い、逸失利益の違約金請求をしないよう指導を徹底してまいります。

以上